

株式会社青山高原ウインドファーム「(仮称)青山高原風力発電所リプレース事業に係る環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和5年5月19日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称)青山高原風力発電所リプレース事業に係る環境影響評価準備書」について、株式会社青山高原ウインドファームに対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、三重県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 三重県津市、伊賀市
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出力 : 最大15,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和2年6月4日
環境大臣意見受理	令和2年8月17日
経済産業大臣意見発出	令和2年8月31日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和2年11月25日
住民意見の概要等受理	令和3年2月4日
三重県知意見受理	令和3年4月21日
経済産業大臣勧告発出	令和3年5月20日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和4年9月29日
住民意見の概要等受理	令和4年11月21日
三重県知事意見受理	令和5年3月20日
環境大臣意見受理	令和5年3月24日
経済産業大臣勧告発出	令和5年5月19日

問合せ先:電力安全課 長尾、野田
電話:03-3501-1742(直通)

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明について

本事業計画の今後の検討に当たっては、保安林や国定公園等に係る関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、引き続き、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(2) 累積的な影響について

ア 対象事業実施区域の周辺では、他の事業者によるものも合わせて100基以上の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中等であり、対象事業実施区域は累積的な影響を考慮することが重要となる地域である。地域全体の環境影響の低減を図るため、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報を共有することで、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。

イ 他の事業者から累積的な影響の予測及び評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有することで、地域全体の環境影響の低減を図ること。

(3) 事後調査等について

本事業は、既設の風力発電設備を全て撤去し、建て替える事業であり、環境への影響について予測及び評価を行うに当たっては、既設事業等における環境影響評価に基づく調査結果及び事後調査結果を最大限活用すること。

また、事業の実施に当たっては、事後調査及び環境監視について適切に検討し、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

2. 各論

(1) 動植物及び生態系に対する影響

対象事業実施区域は、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づき指定された室生赤目青山国定公園の特別地域に位置している。既存の風車ヤードを利用することで改変量を抑えているが、風車の大型化に伴い、第一種特別地域内も含め一部区域で拡幅のための改変が行われる計画となっており、動植物及び生態系に対する影響が懸念される。

このため、風車資材の搬入ルートを新3号機側からとする等の措置を講じることにより、特別地域内の改変を回避又は極力低減すること。

(2) 鳥類等に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、既設事業等によるバードストライクの

可能性がある事象が2年間で20例確認されているが、基数の削減等により鳥類の飛翔可能な空間が広がるため、風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等による影響は小さいと評価され、事後調査は計画されていない。

このため、リプレース事業の特性を踏まえた一定の配慮が認められるものの、施設の大型化に伴う衝突リスクの予測には不確実性が伴うこと、既に風力発電設備が存在していることも考慮したうえで、これまでに実施した調査結果並びに専門家等の助言も踏まえ、稼働後の事後調査を検討すること。

また、バードストライク又はバットストライクに関して、希少猛禽类等重要な鳥類等の衝突等重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、ブレード塗装やシール貼付など鳥類等からの視認性を高める措置、稼働制限等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。

あわせて、稼働後においてバードストライク又はバットストライクが発生した場合の対応措置について、事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

(3) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

対象事業実施区域及び工事関係車両の主要な走行ルート沿いには、人と自然との触れ合いの活動の場である「青山高原」及び「東海自然歩道」が存在しており、工事期間中において、人と自然との触れ合いの活動の場の利用やアクセス等への影響が懸念される。

このため、自社や自治体等のホームページを利用することによる幅広い工事情報の提供や、利用者の多い時期の作業を可能な限り控える工事工程とする等の措置を講ずることにより、影響を回避又は極力低減すること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。